

1 国イニシアチブの方向性

健康的で持続可能な食環境戦略イニシアチブ

～誰一人取り残さない食環境づくりの日本モデルを、世界に向けて発信・提案～

- 厚生労働省は、有識者検討会※1報告書（2021年6月公表）及び東京栄養サミット2021（2021年12月開催）を踏まえ、産学官等連携※2による食環境づくりの推進体制として、「健康的で持続可能な食環境戦略イニシアチブ」を2022年3月に立ち上げ。
※1 自然に健康になれる持続可能な食環境づくりの推進に向けた検討会
※2「産」は、食品製造事業者、食品流通事業者、メディア等、多様な業種を含む。
- 本イニシアチブは、「食塩の過剰摂取」、「若年女性のやせ」、「経済格差に伴う栄養格差」等の栄養課題や環境課題を重大な社会課題として捉え、産学官等の連携・協働により、誰もが自然に健康になれる食環境づくりを展開。日本はもとより、世界の人々の健康寿命の延伸、活力ある持続可能な社会の実現を目指す。

活力ある持続可能な社会の実現

健康寿命の延伸

健康の保持増進・生活習慣病の予防

食品へのアクセス向上・情報へのアクセス向上 (健康関心度等に応じたアプローチ)

健康的で持続可能な食環境の実現に向けた社会実装エコシステムの構築と展開

三

- ・栄養面等のSMART行動目標の設定・取組の実施・進捗報告 等

▶ 栄養面・環境面に配慮した商品の積極的開発・主流化【食品製造】

▶ 事業者単位・全社的に実行する栄養面や環境面の取組の推進【食品製造】

▶ 上記商品の販売促進【食品流通】

▶ 健康的で持続可能な食生活の実践の工夫に関する情報提供【メディア等】

機関投資家・金融機関 等 ESG評価・投資・融資（事業機会の拡大を後押し）

11

- ・中立的・公平な立場での食環境づくりに資する研究の推進
- ・事業者への適正な支援、消費者への適正な情報の提供

官 (厚生労働省)

- ・ 全体の仕組みづくり・成果等の取りまとめ、関係者間の調整
- ・ 健康・栄養政策研究を推進するための環境整備

職能団体・市民社会 等

- ・事業者への建設的提言
- ・消費者と事業者の適切な仲介

産学官等関係者の緊密な連携

2 国イニシアチブの活動目的・活動内容

活動目的

食塩の過剰摂取、若年女性のやせ、経済格差に伴う栄養格差等の栄養課題や環境課題を重大な社会課題として捉え、産学官等※の連携・協働により、誰もが自然に健康になれる食環境づくりを展開します。日本はもとより、世界の人々の健康寿命の延伸、活力ある持続可能な社会の実現を目指します。

※「産」は、食品製造事業者、食品流通事業者、メディア等、多様な業種を含む。

産学官連携により推進する主な取組

産業界（事業者）に期待される主な取組

栄養面・環境面に配慮した商品の積極的開発・主流化【食品製造】

事業者単位・全社的に行う栄養面や環境面の取組の推進【食品製造】

上記商品の販売促進【食品流通】

健康的で持続可能な食生活の実践の工夫に関する情報提供【メディア等】等

学術関係者に期待される主な取組

中立的・公平な立場での食環境づくりに資する研究の推進・取組の進捗評価

事業者への適正な支援、消費者への適正な情報提供

食環境づくりを牽引する管理栄養士等の養成・育成等

国（厚生労働省）に期待される主な取組

全体の仕組みづくり・成果等の取りまとめ、関係者間の調整

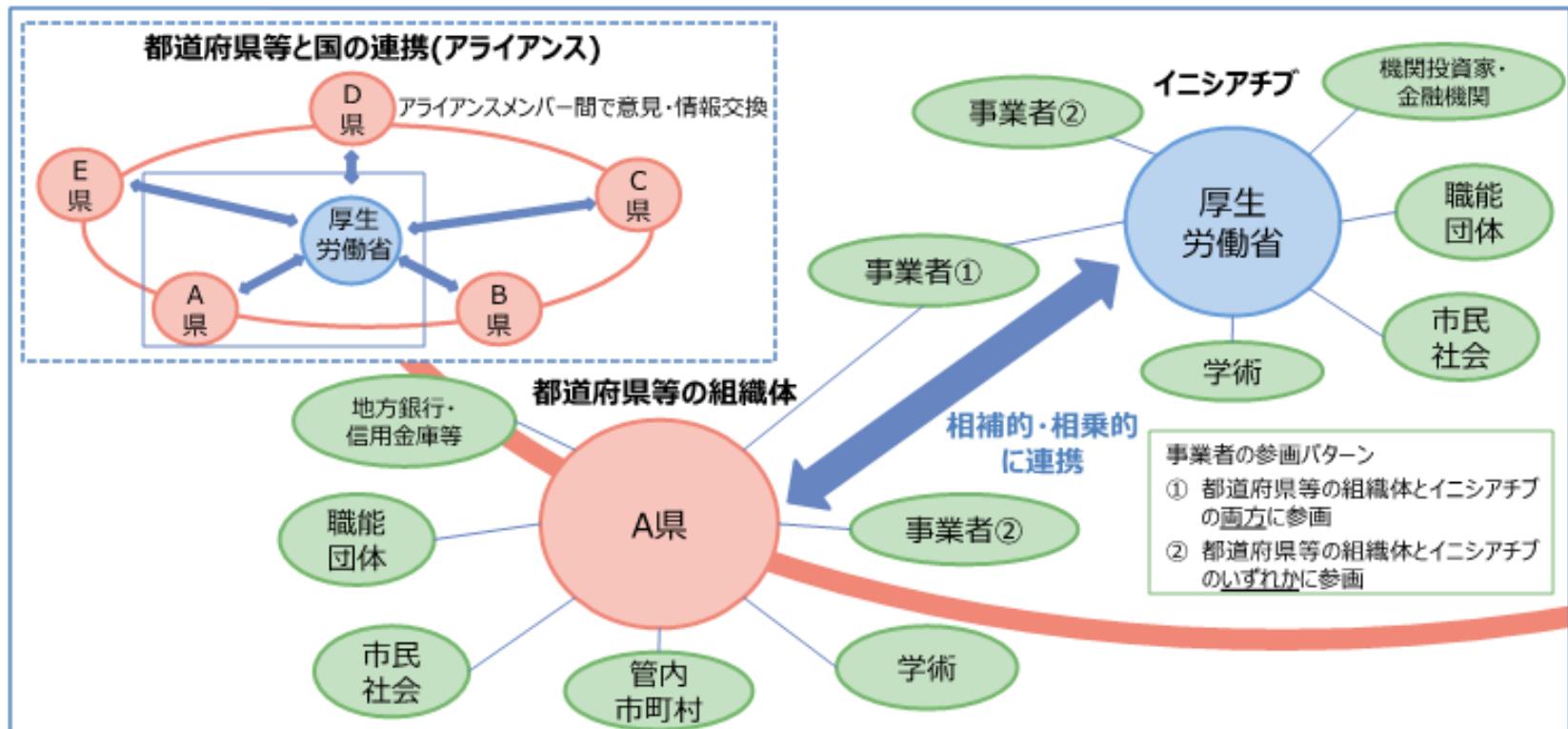
健康・栄養政策研究を推進するための環境整備等

*国イニシアチブの参画事業者数 45事業所 (R7.11.10現在)

3 都道府県等と国の連携イメージ

都道府県等と国の連携(イメージ)

- 都道府県等は、国と連携することにより、イニシアチブ※の人的・物的等リソースを活用し、健康的で持続可能な食環境づくりを効果的・効率的に推進することができる。※「健康的で持続可能な食環境戦略イニシアチブ」
- 都道府県等の組織体とイニシアチブの両方に参画する事業者は、両者それぞれのインセンティブを享受することができる。



4 都道府県イニシアチブ参画団体数の目標

健康日本21(第三次)の目標としてのイニシアチブの位置付け

(参考) 健康日本21(第三次) (令和5年厚生労働省告示第207号)

国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針

この方針は、全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現に向け、誰一人取り残さない健康づくりの展開(Inclusion)とより実効性をもつ取組の推進(Implementation)を通じて、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な事項を示し、令和6年度から令和17年度までの「二十一世紀における第三次国民健康づくり運動(健康日本21(第三次))」を推進するものである。

第二 国民の健康の増進の目標に関する事項

二 目標設定の考え方

3 社会環境の質の向上

(二) 自然に健康になれる環境づくり

自然に健康になれる環境づくりとして、栄養・食生活、身体活動・運動、喫煙をはじめとする分野で取組が進められており、これらの取組の推進に関する目標を設定する。具体的には、「健康的で持続可能な食環境づくりのための戦略的イニシアチブ」、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくり等による身体活動・運動に取り組みやすい環境整備及び受動喫煙環境に関する目標について設定する。

目標	指標	目標値
「 <u>健康的で持続可能な食環境づくりのための戦略的イニシアチブ</u> 」の推進	「 <u>健康的で持続可能な食環境づくりのための戦略的イニシアチブ</u> 」に登録されている都道府県数	47都道府県 (令和14年度)

5 都道府県の参画要件

- 1 健康的な持続可能な食環境づくりを推進するための組織体設置（産学官の構成）と定期的な会議開催・年次レポート公表
- 2 事業者へ下記の取組を実施
 - ・組織体への参画呼びかけ
 - ・国イニシアチブに準じた取組（食塩の過剰摂取への対策は必須）に関する行動目標を設定
 - ・地域課題を事業者に提示・行動目標の設定を支援
 - ・健康無関心層へのアプローチを推奨する
- 3 登録申請から3年以内に組織体を設置する
(宮城県は令和7年度に申請済)

6 先行実施都道府県の状況

先行都道府県の実施状況 (R7.6.25 暫定参加都道府県のHPを検索)				
都道府県名	福島県	福井県	三重県	兵庫県
アライアンス参加	正式参加 (R6.10.1～組織体運営)	暫定参加 (R7.6～組織体運営)	暫定参加 (R7.4.1～組織体運営)	暫定参加 (R6.8.9～組織体運営)
組織体名	福島県減塩推進ネットワーク	ふくい省塩プロジェクト	三重とこわか食環境イニシアチブ	BE WELL (ひょうご健康的な食環境づくりプロジェクト)
活動テーマ	食塩の過剰摂取	食塩の過剰摂取	食塩の過剰摂取、野菜・果物の摂取不足、肥満・やせ	食塩の過剰摂取、高齢者の低栄養、若い女性のやせ、偏った栄養バランス
参画事業者	7社 (全国3、地域4)	8社 (全国2、地域6)	R7.9～団体参画開始	9社 (全国2、地域7)
活動内容・運営体制	ネットワーク会議 (年2回) 取組の情報発信 啓発イベント	運営委員会 (2-3回/年) 全体会 (1回/年) WG	運営委員会 アクションプラン推進部会 *参画の審査を行う	運営会議 年2回 事業者連携部会 年2回 広報部会、SDGs部会 (例)
参加種別	フル参画 (具体的な減塩アクション) *優先的な啓発活動参加と情報発信、ライト参画 (減塩アクション)		プライムメンバー (減塩に具体的な目標設定) *優先的な情報発信、PR場面、効果検証成果発信支援あり レギュラーメンバー (いざれかの課題にアクションプランを提出)	
活動目標設定	減塩アクション活動予定票、活動状況アンケート提出	行動目標設定、進捗状況評価	アクションプラン提出、進捗状況報告	取組目標、行動計画設定
その他	本県の健民会議のような組織はない。	本県の健民会議のような組織はない。 参加申込から3ヶ月以内に行動目標を申請する	参画は年2回時期を設ける 申込書提出は保健所もあり とこわか健康カンパニー認定制度あるが食環境とは別に運営	参画は年2回時期を設ける 健康ひょうご21県民運動推進会議があるが食環境とは別に運営

* 食環境イニシアチブに正式登録されているのは福島県1県のみ。暫定登録されているのは、26都道府県。うち、組織体を設置しているのは福井県、三重県、兵庫県の3県。（宮城県もR7に暫定登録済） R7.11.10現在数